

国民健康保険請求の手引

(医科・歯科)

令和4年4月現在

◎高知県内の市町村国保と医師国保組合は、被保険者証の記号・番号を数字に統一して、被保険者一人ひとりに設定しています。

	保険者名	保険者番号	電話番号	給付割合	証の記号・番号(枝番)
市	高知市	390013	(直)088(823)9359	退職 国保	
	室戸市	390021	(直)0887(22)5133		
	安芸市	390039	(直)0887(35)1002		
	南国市	390047	(直)088(880)6555		
	土佐市	390054	(直)088(852)7625		
	須崎市	390062	(直)0889(42)1355		
	土佐清水市	390088	(直)0880(82)1108		
	宿毛市	390096	令和4年度5月1日まで (直)0880(63)1112 令和4年度5月2日～ (直)0880(62)1233		
	四万十市	390104	(直)0880(34)1114		
	香南市	390112	(直)0887(57)8506		
香美市	390120	(直)0887(53)3115	7割 ・ 未就学者 8割 ・ 高齢受給者		
東洋町	390203	(直)0887(29)3394			
奈半利町	390211	(直)0887(38)8181			
田野町	390229	(直)0887(38)2812			
安田町	390237	(直)0887(38)6712			
北川村	390245	(直)0887(32)1214			
馬路村	390252	(直)0887(44)2112			
芸西村	390260	(直)0887(33)2112			
大川村	390419	(代)0887(84)2211			
土佐町	390427	(直)0887(82)1110			
本山町	390500	(直)0887(76)2113	8割 7割		
大豊町	390518	(代)0887(72)0450			
佐川町	390708	(直)0889(22)7706			
越知町	390716	(直)0889(26)1115			
中土佐町	390724	(直)0889(52)2213			
日高村	390740	(直)0889(24)5001			
橋原町	390799	(直)0889(65)1170			
大月町	390831	(直)0880(73)1113			
三原村	390864	(直)0880(46)2111			
いの町	391003	(直)088(893)1117			
津野町	391011	(直)0889(55)2314	上記と同様 ただし退職を除く		
仁淀川町	391029	(直)0889(35)1088			
四万十町	391037	(直)0880(22)3117			
黒潮町	391045	(直)0880(43)2800			
組合	医師国保	393025			(直)088(824)8808
県外分の取扱い	全国土木	133033			03(5210)4384
	中央建設	133264			03(6709)2929
	全国建設工事業	133298			03(5652)7033 [資格]
					03(5652)7034 [審査]
	全国歯科	093013			088(823)7369
	中四国薬剤師	333039	086(231)1738		
	建設連合	233064	03(3504)1241		
	全国左官	133231	03(3269)4778		
全国板金	133280	03(3453)8464			

被保険者証のとおり

請求書及び明細書の編綴・集計要領

請求書と明細書(以下「レセプト」という。)は次の要領で編綴してください。

1 オンライン又は光ディスク等による請求について

請求書は、紙レセプト、福祉医療費請求書、一般健康診査費、予防接種請求書等の請求分について作成してください。**オンライン又は光ディスク等による請求分**については、県内分・県外分にかかわらず**請求書**の作成・提出は**不要**です。(光ディスク等での請求の際は、「光ディスク等送付書」を添付してください。)

2 紙レセプトの請求について

○国保一般分、退職者医療分をそれぞれ保険者別にまとめてください。(下図参照)
○請求書への集計は、**制度別の本人入外区分別に**集計してください。(下図参照)。県内分については公費分点数の集計及び記載は不要です。**県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別)19、62、66を除く)については、公費負担医療用請求書に再掲**してください。
○月遅れ分も合わせて編綴してください。ただし、**医療機関コードが異なる場合は**、各々請求書が必要です。
○国保一般分(公費併用を含む)の**国保組合分**については給付割合が同じ場合でも「本人」と「本人以外(高齢受給者と未就学者を含む)」分を別まとめにしてください。(※集計は合算)
※旧様式(連記式)の県内用請求書は使用できません。

診療報酬請求書 (保険者番号毎に一番上に添付)	
国保一般(70歳以上8割)	入院 入院外
国保一般(70歳以上7割)	入院 入院外
国保一般(国保組合分含む)	入院 入院外
国保一般(未就学児)	入院 入院外
退職(本人)	入院 入院外
退職(被扶養者)	入院 入院外
退職(未就学児)	入院 入院外

※レセプトの続紙及び添付書類は糊付けではなく、**ホッチキス留め**としてください。

※制度・保険者別でレセプトをまとめてください。**こより等で綴じる必要はありませんが**、レセプトがばらばらにならないように輪ゴム等でまとめてください

※OCR 打ち出しレセプトの記載内容を訂正する場合は、OCR エリアの数字をすべて「—」線(横線)で、**抹消**してください。

※県内保険者分の中で、公費が県外であるもの(法別19、62、66を除く)については**県外分扱い**となりますので、**請求書の国民健康保険、公費負担医療それぞれ集計**を行い、レセプトに添付のうえ提出してください。

※提出の際は、**県外分と県内分が混ざらないよう別まとめ**にしてください。

請求書は、**本会 HP「保険医療機関等のみなさまへ」各種様式のダウンロード**コーナーからダウンロードできます。

3 請求の取り下げについて

○当月分: 電話あるいは再審査等請求書で**毎月20日(県外分は17日)まで**依頼が可能です。
○過去分: 再審査等請求書を提出してください。

4 特別療養費(国保被保険者資格証明書による療養分)の取扱いについて

特別療養費のレセプトは、レセプトの上部余白へ**特別療養費**と**朱書**し、県内分・県外分にかかわらず、上記「2」のレセプトとは別綴じて提出してください。(請求書への集計は**不要**です。)
※電子レセプトではなく、**必ず紙レセプトで提出**してください。

5 福祉医療費請求書、一般健康診査費、予防接種請求書等の編綴と集計方法について

編綴方法
請求書(集計票)を一番上にして、福祉医療費請求書等は、**法別番号毎にまとめて**ください。

福祉医療費等に係る請求書(集計票) (一番上に添付)
社保福祉請求書(43)(46)(73)(74)(75)(76)
妊婦健康診査請求書等(70)(71)(77)(78)(95)
予防接種 (81)(82)(83)(84)(85)(86)(87)(88)(91)(92)
各種検査(84)(89)

請求書(集計票)記載方法

法別番号毎に集計し、「公費法別」欄に法別番号、「件数」欄に合計件数、点数の請求であれば「点数」欄に合計点数、金額の請求であれば「金額」欄に合計金額を記載してください。
インフルエンザ予防接種請求書(80)は、その他の予防接種等と別とじに提出してください。

インフルエンザ予防接種請求書に係る請求書 (集計票) ※インフルエンザのみ記載
インフル(80)

◎法別番号(43)・(46)・(73)・(74)・(75)・(76)の高知市分は公費併用レセプトとして支払基金に提出してください。

お問い合わせは **業務課業務係 (088)820-8407** までお願いします。

6 交通事故等の第三者傷害の表示

交通事故等の第三者傷害によるレセプトには、「特記事項」欄に「**10・第三**」又は「**☒**」を記載し、「摘要」欄に**事故対象点数**を記載してください。

お問い合わせは **業務課求償係 (088)820-8421** までお願いします。

7 介護保険の主治医意見書料請求書について

受付締切日は、**毎月10日(17時までの必着)**です。
主治医意見書料請求書をレセプト等に同封し送付される場合は、**主治医意見書料請求書を別封筒に入れ**送付してください。

お問い合わせは **介護保険課 (088)820-8409** までお願いします。

診療報酬明細書(レセプト)受付締切日

○直接持参分、郵送分とも診療報酬明細書(レセプト)の**受付締切日は、毎月10日(17時までの必着)**です。
※10日が土・日・祝日の場合は、本会事務所で9時から17時まで受付します。

○オンライン請求については、毎月10日までに請求確定をお願いします。
なお、請求確定は、内容を確認のうえ1回で確定されるようご協力をお願いします。
5~7日は8時~21時、8~10日は8時~24時まで請求可能です。(土・日・祝日を含む。)

※受付締切日は厳守してください。

〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号

高知県国民健康保険団体連合会

電話 審査課 第1係 (088)820-8404 第2係 (088)820-8405 第3係 (088)820-8406 第4係 (088)820-8402 FAX (088)820-8413

業務課 業務係 (088)820-8407 FAX (088)820-8413

ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>

◎お願い 交通事故などの第三者傷害及び自責行為によるものについては、速やかに保険者に連絡ください。

後期高齢者医療請求の手引

(医科・歯科)

令和4年4月現在

	市町村名	保険者番号	電話番号	給付割合	被保険者番号
市	高知市	39392014	(直)088 (823) 9380	7割	8桁の数字
	室戸市	39392022	(直)0887 (22) 5133		
	安芸市	39392030	(直)0887 (35) 1002		
	南国市	39392048	(直)088 (880) 6556		
	土佐市	39392055	(直)088 (852) 7636		
	須崎市	39392063	(直)0889 (42) 1355		
	宿毛市	39392089	令和4年度5月1日まで (直)0880 (63) 1112 令和4年度5月2日～ (直)0880 (62) 1233		
	土佐清水市	39392097	(直)0880 (82) 1108		
	四万十市	39392105	(直)0880 (34) 1114		
	香南市	39392113	(直)0887 (57) 8506		
郡	香美市	39392121	(直)0887 (53) 3115	9割	8桁の数字
	東洋町	39393012	(直)0887 (29) 3394		
	奈半利町	39393020	(直)0887 (38) 8181		
	田野町	39393038	(直)0887 (38) 2812		
	安田町	39393046	(直)0887 (38) 6712		
	北川村	39393053	(直)0887 (32) 1214		
	馬路村	39393061	(直)0887 (44) 2112		
	芸西村	39393079	(直)0887 (33) 2112		
	本山町	39393418	(直)0887 (76) 2113		
	大豊町	39393442	(代)0887 (72) 0450		
	土佐町	39393632	(直)0887 (82) 1110		
	大川村	39393640	(代)0887 (84) 2211		
	いの町	39393863	(直)088 (893) 1117		
	仁淀川町	39393871	(直)0889 (35) 1088		
	中土佐町	39394010	(直)0889 (52) 2213		
	佐川町	39394028	(直)0889 (22) 7706		
	越知町	39394036	(直)0889 (26) 1115		
	梶原町	39394051	(直)0889 (65) 1170		
	日高村	39394101	(直)0889 (24) 5001		
	津野町	39394119	(直)0889 (55) 2314		
四万十町	39394127	(直)0880 (22) 3117			
大月町	39394242	(直)0880 (73) 1113			
三原村	39394275	(直)0880 (46) 2111			
黒潮町	39394283	(直)0880 (43) 2800			

請求書及び明細書の編綴・集計要領

請求書と明細書(以下「レセプト」という。)は次の要領で編綴してください。

1 オンライン又は光ディスク等による請求について

請求書は、紙レセプト、福祉医療費請求書の請求分について作成してください。**オンライン又は光ディスク等による請求分**については、県内分・県外分にかかわらず**請求書**の作成・提出は**不要**です。(光ディスク等での請求の際は、「光ディスク等送付書」を添付してください。)

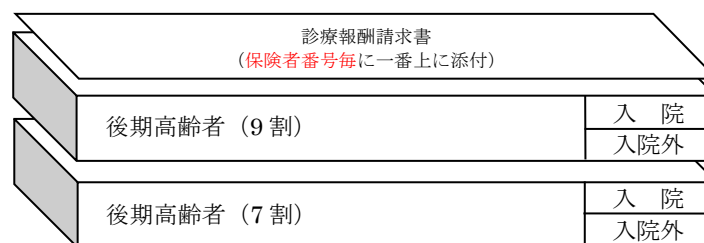
2 紙レセプトの請求について

○給付割合毎に、**入院、入院外**の順にし、**保険者番号毎**に請求書を作成してください。
○請求書への集計は、本家入外区別別に集計してください。(下図参照)。県内分は公費点数の集計及び記載は不要です。**県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別)19、62、66を除く)**については、公費負担医療欄に**再掲**してください。又、月遅れ分も合わせて綴じてください。ただし、**医療機関コードが異なる場合は**、各々請求書が必要

です。
県単公費(43)、(47)の受給者証をお持ちの方は、公費併用レセプトで提出してください。

※請求書は後期高齢者医療用を使用してください。**旧様式(連記式)の県内用請求書は使用できません。**

※請求書は、本会ホームページ「保険医療機関等のみなさまへ」「各種様式のダウンロード」コーナーからダウンロードできます。



※レセプトの続紙及び添付書類は糊付けではなく、**ホッチキス**留めとしてください。

※保険者番号毎にレセプトをまとめてください。**こより等で綴じる必要はありませんが**、レセプトがばらばらにならないように輪ゴム等でまとめてください。

※OCR 打ち出しレセプトの記載内容を訂正する場合は、OCR エリアの数字をすべて「—」線(横線)で、抹消してください。

※県内保険者分の中で、公費負担者が県外であるもの(法別 19、62、66を除く)については**県外分扱い**となりますので、請求書の後期高齢者医療、公費負担医療それぞれ集計を行い、レセプトに添付のうえ提出してください。

※提出の際は、**県外分と県内分が混ざらないよう別まとめ**にしてください。

3 請求の取り下げについて

○当月分: 電話あるいは再審査等請求書で**毎月20日(県外分は17日)まで**依頼が可能です。

○過去分: 再審査等請求書を提出してください。

4 特別療養費(後期高齢者資格証明書による療養分)の取扱いについて

特別療養費のレセプトは、レセプトの上部余白へ**特別療養費と未書し**、県内分・県外分にかかわらず上記「2」のレセプトとは別綴じて提出してください。(請求書への集計は不要です。)

※電子レセプトではなく**必ず紙レセプト**で提出してください。

5 交通事故等の第三者傷害の表示

交通事故等の第三者傷害によるレセプトには、「**特記事項**」欄に「**10・第三**」又は「**☑**」を記載し、「**摘要**」欄に**事故対象点数**を記載してください。

お問い合わせは **業務課求償係 (088)820-8421** までお願いします。

6 介護保険の主治医意見書料請求書について

受付締切日は、**毎月10日(17時までの必着)**です。

主治医意見書料請求書をレセプト等に同封し送付される場合は、**主治医意見書料請求書を別封筒に入れ**送付してください。

お問い合わせは **介護保険課 (088)820-8409** までお願いします。

高知県後期高齢者医療広域連合

電話 088 (821) 4526 [資格] / 088 (821) 4896 [給付]

FAX 088 (821) 4518

● 診療報酬明細書(レセプト)受付締切日は国民健康保険の締切日と同様です。

※国保分と後期高齢者医療分とは別々にまとめて提出してください。

〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号

高知県国民健康保険団体連合会

電話 審査課 第1係 (088)820-8404 第2係 (088)820-8405 第3係 (088)820-8406 第4係 (088)820-8402 FAX (088)820-8413

業務課 業務係 (088)820-8407 FAX (088)820-8413

ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>

◎お願い 交通事故などの第三者傷害及び自責行為によるものについては、速やかに保険者に連絡ください。